

法人町民税・軽自動車税の税率が改正されました

平成26年度税制改正による地方税法の改正に伴い、法人町民税および軽自動車税の税率が改正されました。

これに伴い、法人町民税および軽自動車税に関する那須町税条例の一部を次のとおり改正しました。

【法人町民税の法人税割税率改正】

税制改正による地方法人税の創設に伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人町民税の法人税割の税率が引き下げられます。

○平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割 14.7%

○平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 12.1%

※今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は前年度の法人税割額の12分の4.7（通常は12分の6）となります。

【軽自動車税の税率改正】

○税制改正により、平成27年度から、原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車および小型特殊自動車の税率が次の表のとおり引き上げられます。

車種区分	平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車（排気量50cc以下）	1,000円	2,000円
原動機付自転車（50cc超90cc以下）	1,200円	2,000円
原動機付自転車（90cc超125cc以下）	1,600円	2,400円
原動機付自転車 ミニカー（50cc以下）	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円
小型特殊自動車 その他のもの	4,700円	5,900円

○四輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。平成27年3月31日までに新規登録した車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）は、登録後13年まで、現行税率のままです。

初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気軽自動車等を除く）は、平成28年度から、次の表の経年重課の税率が適用されます。

車種区分	平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	登録後13年超（経年重課）
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
4輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※軽自動車の廃車手続はお済みですか

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。

■問合せ 税務課 町民税係 ☎72-6903 庶務諸税係 ☎72-6936